

菊池市指令第 8 号
令和 7 年 4 月 1 日

一般廃棄物収集・運搬業許可証

住所 菊池郡大津町大字杉水 2506 番地
氏名 株式会社グリーンロジスティクス
代表取締役 岩崎 浩 様

菊池市長 江頭 実



令和 7 年 1 月 28 日付けで申請のあった一般廃棄物収集・運搬業については、
菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例施行規則第 16 条第 2 項
の規定に基づき下記のとおり許可する。

記

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 許可番号 | 菊市環許第 2508 号 |
| 2 許可日 | 令和 7 年 4 月 1 日 |
| 3 許可の期限 | 令和 9 年 3 月 31 日 |
| 4 事業の区分 | 収集・運搬業（積替及び保管行為を含まない） |
| 5 廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。） |
| 6 作業の区域 | 旧旭志村及び旧泗水町の区域 |
| 7 許可の条件 | 裏面のとおり。 |

許可条件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令並びに菊池市条例等を遵守し、適正に収集運搬を行うこと。
- 2 菊池市（以下「市」という。）が定める一般廃棄物処理実施計画に基づき、取り扱う一般廃棄物については、常に生活環境保全上の支障（騒音・振動・悪臭など）が生じないうちに処理すること。
- 3 一般廃棄物の収集運搬にあたっては、市から許可された車両を使用するとともに、許可を受けた廃棄物の種類及び区域以外の収集運搬を行わないこと。
- 4 収集運搬又は処分した一般廃棄物の処理帳簿を整理し、毎月の処理実績を翌月10日までに市へ報告すること。（10日が閉庁日の場合は翌開庁日とする）
- 5 収集運搬の際は、交通法規を厳守するとともに、指定された道路を通行し、車の割り込み運転・幅寄せ・あおり運転・車両後部テールゲートを開口したままの走行など、迷惑となる行為は行わないこと。
- 6 市外で一般廃棄物の収集運搬（荷下ろしを含む）を行う場合は、当該市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得すること。
- 7 この許可証は、他人への譲渡し、または貸与しないこと。

搬入条件

- 1 菊池広域連合の廃棄物処理施設（以下「連合施設」という。）への搬入にあたっては、市から許可された作業区域内で発生した一般廃棄物に限るものとし、他自治体区域等で発生した廃棄物と混載しないこと。
- 2 連合施設への搬入にあたっては、産業廃棄物が混入することがないように、排出事業者と協力して必要な対策を講じるとともに、従業員に対する教育指導を適切に実施すること。
- 3 一般廃棄物のうち、「燃やすごみ（生ごみ、木くず等）」は菊池環境工場クリーンの森合志へ、「資源物（古紙類・布類等）」及び「不燃物（家庭から出される臨時家庭ごみに限る）」は環境美化センターへ搬入すること。（市又は菊池広域連合が別に指示する場合を除く）
- 4 菊池広域連合または市職員の指示に従って搬入するとともに、暴言・暴力・他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。
- 5 菊池広域連合または市が行う搬入物検査（展開検査）について、正当な理由なく拒否せず、誠意をもって協力すること。また、不適物と判断されたものは、持ち帰って適正に処理するとともに、改善指導（行政指導）を受けた事項には速やかに対応すること。

注意事項

- 1 この許可証の有効期限が満了または許可が取り消された場合は、その日から7日以内に返納すること。
- 2 この許可証を紛失または棄損したときは速やかに再交付を受けること。
- 3 営業の休止または廃止するときは、その30日前までに市長に届けること。
- 4 申請事項に変更が生じた場合は、速やかに市に届け出ること。
- 5 許可条件及び搬入条件に対して違反行為を行った場合は、市長はその許可の取り消し、または一時停止を命ずることができる。
- 6 廃棄物処理法第7条の4及び第7条の5並びに廃棄物処理法施行規則第2条の2に定める基準に適合しなくなったときは、市長は許可を取り消すことができる。